

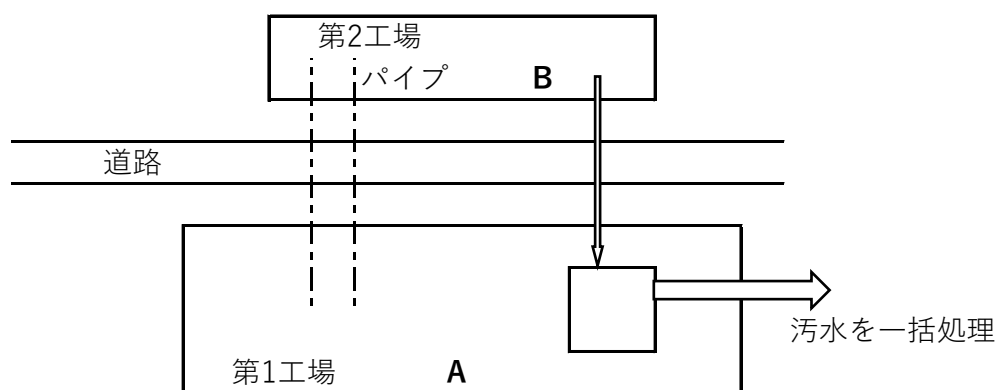
◇工場敷地の考え方◇

一つの団地

一つの団地とは、連続した一区画内の土地をいう。したがって、道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、通常は一つの団地ではないがその工場自体のために設けられた私道、軌道等により分断されている場合、または道路、鉄道等により分断されてはいるが生産工程上、環境保全もしくは管理運営上極めて密接な関係があり一体をなしている場合は一つの団地と解します。

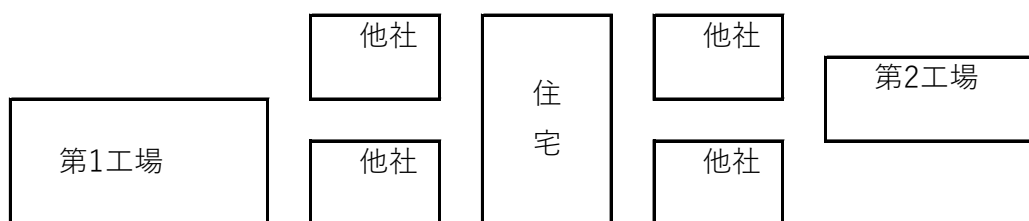
(例1)

第1工場と第2工場を間に道路を挟んでいるが、生産機能上密接なつながりがある場合は、A及びBを一つの団地とします。



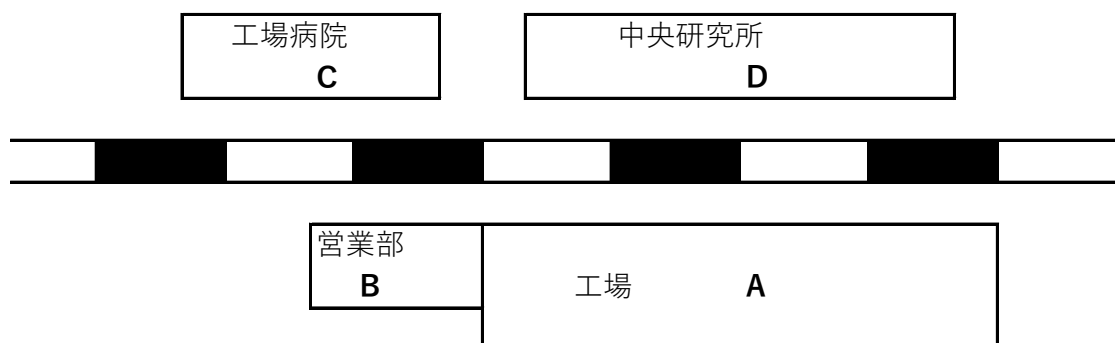
(例2)

第1工場と第2工場との間に他社工場がある場合は、一つの団地としない。



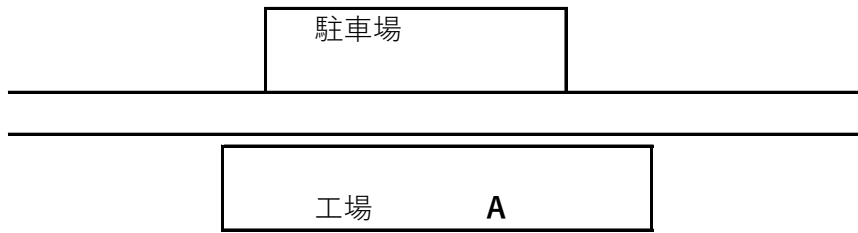
(例3)

鉄道を隔てて工場と病院、研究所とがあり、同一法人の所有敷地である（それぞれの区画ははっきり区別できるものとする。）場合で、研究所も中央研究所のように直接工場と関係がない場合は一つの団地としない。したがって、A及びBを一つの団地とする。



(例4)

道路を挟んで、従業員用の駐車場がある場合は、A及びBを一つの団地とする。



敷地面積

(工場等の敷地面積)

工場等の敷地面積とは、工場等の用に供する土地の全面積をいう。工場等の用に供する土地には、社宅、寮または病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは含まれないが、当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地は含まれる。

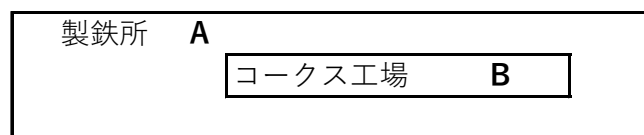
(土地の所有関係に関する工場の敷地面積)

工場敷地面積は、所有者、借地等のいかなを問わず、当該工場の用に供する土地の面積をいう。したがって、子会社、下請工場等の土地を貸している場合には、その部分は除かれ、子会社、下請工場等の工場敷地になる。ただし、建設、土木工事等に伴う臨時的な業者ハウスの敷地は当該工場の一一致の敷地に含まれるものとする。

(例1)

自社工場敷地内に法人格の異なる工場がある場合

製鉄所の敷地面積は、コークス工場の敷地面積を除いたA-Bとする。



(例2)

自社工場の敷地の一部を関連下請工場（法人格は異なる。）に貸地としている場合

自動車工場の敷地面積は A - (B+C+D+E)とする。



(工場敷地から除外する社宅、寮、病院の取り扱い)

社宅、寮または病院の用に供する土地の範囲に明確な仕切りがない場合には、社宅、寮または病院の建築面積を0.6で除した面積を工場敷地面積から除外する。なお、病院には患者の収容施設を有する診療所を含むものとする。